

徳島県告示第五百二十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七
 第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成二十八年八月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
徳島市川内町平石若松一〇三番及び一〇四番一並びに一〇二番二の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百三十九号。以下「政令」という。）第十三条の二第二号
阿波市阿波町中長峰四七番一、四七番三、四七番五、四七番六、四七番八、四八番一、四八番三、七〇番一〇、七〇番一三、七〇番一五、七八番二、七八番四から七八番六まで、八一番一、八一番五、八二番一、八二番四、八三番一から八三番三まで及び八五番	政令第十三条の二第二号
同 市場町切幡字古田二五八番一並びに字坤山七六番二及び七七番三	政令第十三条の二第三号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号
美馬市穴吹町三島字三谷一八番一、一八番六から一八番九まで及び二七番一	政令第十三条の二第二号
名西郡神山町阿野字長谷一三五番三、一三六番、一三六番二及び一三六番三並びに一二九番の一部、一三七番の一部及び一六一番の一部	政令第十三条の二第二号